

国際シンポジウム

「『海のアジア』における国際協調－平和と安定の促進のために」

日 時：2015年7月22日（水）
場 所：明治大学駿河台校舎グローバル・ホール

報告書

基調報告

香田 洋二（ジャパン マリンユナイテッド株式会社顧問）

中国は近年、南シナ海中央部を覆う「九段線」というものを持ち出し、その海域における全島嶼の領有権を含む独占的な権利を主張している。また中国は南沙諸島の4つの主要な島で滑走路を作り実行支配を進めつつある。2015年5月にシンガポールで行われたシャングリラ会議では、中国の岩礁埋め立て工事について中止するよう米国が要請を出したが、意見の一一致は得られなかった。これまで中国は南沙諸島の北部を実行支配してきたが、ファイアリー・クロス礁の工事完成をもって「点」から南北にわたった「線」での支配が可能となってしまうことになる。

中国による南シナ海の軍事拠点化は、日本の安全保障のみならず、国家活動の全分野に影響を与える。我々は、今後もこの地域における米軍部隊のプレゼンスを支えるとともに、ベトナムやフィリピン等の係争国への海空領域認識（AMDA: Air and Maritime Domain Awareness）能力の向上を手助けしていく必要がある。

セッションI 「アジアにおける大国と周辺国の認識」

デビッド・アラセ（ジョンズ・ホプキンス大学教授）氏は、南シナ海に対して米国は、軍民共に公共財にアクセスを持ち、航行の自由を維持したいと考えており、南シナ海は国際海洋通路であり、国際社会全体にとって重要な海洋通路であると同時に、国際法に則って領土紛争を平和裏に解決したいと考えていると主張した。アレックス・ヴービン（アジア太平洋安全保障センター准教授）氏は、南シナ海における領有権をめぐる紛争には3つの側面があり、第一に領土紛争（誰がどこの領土を保有しているのか）、第二に海上境界の紛争（海上水域の境界はどこで画定されるのか）、第三に法的紛争（どのような活動が合法または違法なのか）があると述べた。南シナ海における領土紛争は、当事国の主権に係る問題のみならず、資源開発や本土防衛、力の均衡等の要素が入り複雑化していると言う。佐藤考一（桜美林大学教授）氏の報告は、マレーシアが南シナ海紛争の係争当事者の一つであり、南沙諸島における最近の主権主張者であるということであった。領域主権に対するマレーシアの脅威認識としては、当初はソ連の支援を受けたベトナムに対してだったが、1988年にジョンソン南礁で中越海軍の交戦が起こったことをきっかけに、マレーシアの南シナ海政策における脅威対象は中国に変わっている。ヴァージニア・ワトソン（アジア太平洋安全保障センター准教授）氏の報告は、フィリピンの法的領有権主張に関して。中国と係争中の南シナ海領有権について、フィリピン政府はハーグ国際仲裁裁判所へ仲裁手続きを求め、現在審理を継続中であること。最後に、信田 智人（国際大学副学長）報告は、日本にとって南シナ海が重要な海上交通路であり、第二次安倍政権以降も ASEAN 重視の姿勢を

貫いており、フィリピンやベトナムに対し、ODAを活用し巡視船の提供等の支援を行ったことが述べられた。

自由討議は、中・露の合同軍事演習に対する米国の対応、米国のUNCLOSへの批准可能性、ASEANとしての対中政策、南シナ海とTPPとの関連等に関して行われた。近年南シナ海で中国が人工島を建設することが既成事実化しており、その合法性・違法性に関して質疑応答が行われた。

セッションII「アジアの海洋安全保障における主要アクター」

議長でもある李永澍（明治大学ポストドク研究員）氏は、中国の「九段線」については、その存在意味の明確化が求められており、中国政府は自国の主張を展開するのみならずきちんと説明責任を果たすべきであると論じた。薛力（中国社会科学院世界経済・政治研究所主任）報告は、本シンポジウムの要で、中国は近年、南シナ海政策を変更してきており、南シナ海問題への対応は「デュアルトラック・アプローチ」である。即ち、中国は二国間の枠組みには固執しないということで、係争国が多国間の枠組みで話し合うことができるとしている。南シナ海行動規範（COC）に署名する意思があるということも述べた。ファン・カンミン（ベトナム国家大学人文社会科学院副院長）氏は、中国による南沙諸島での埋め立て・人工島の建設がこの2年間大きく進んでおり、中国は南シナ海において自らを責任あるアクターと自称しながら、その行動は理に適っていないと論じた。葉秋蘭（台中科技大学助理教授）報告は、台湾がある東沙島と太平島を実効支配していることに触れ、馬英九総統による「南シナ海平和イニシアチブ」を紹介した。係争国の主権争いの棚上げや、資源の共同開発、紛争の平和的解決等を呼びかけている。山田吉彦（東海大学教授）氏は、海洋安全保障問題の複雑性に触れ、領土問題・環境問題等が包含されてきたことを論じた。海の安全を誰が守っていくべきなのかというと、受益者であり守る能力を持っている者と言える。日本にはその資格があり、まず日本は自らの海洋国家としての特徴を熟知すべきだということである。

自由討議は、埋め立てについてどんな妥協を中国が求めているのか、中国はなぜASEANにおける経済的発展の障害となるようなリスクを冒してまで南シナ海の主導を握ろうとしているのか、中国は良き隣人でありたいと思う一方、東シナ海や南シナ海で中国は領有権の主張で孤立しているのはなぜか、といった事柄に焦点が当てられた。

総括

伊藤 剛（明治大学政治経済学部教授）

各国にジレンマがあって、お互いに妥協をしなければならない一方、非常に根が深い問題である。しかしながら、大きな意見の違いを抱えた状態で、さらに次に繋げて行くスタンスを持つべきだ。「秩序」と「正義」との間のジレンマについて、この二つは両立しないだろう。各国の主張がどういう正義に基づいているのかで異なってくる。これからどんどん重要になっていく問題だ。正義が国によって違うのならば対話をしていくかといけない。透明性をどう確保していくのか、二国間なのか、多国間なのか、議論していくかといけない。日本の潜在的な海洋資源を考えると、大きな課題を含んでいる。

（執筆 伊藤 剛）